

平成27年度 第1回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：平成27年4月15日（水） 午後1時30分から

場所：中央公民館 3階 大会議室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 笹谷 清治

3. 議 事

1) 平成27年度の桜井市公共交通について

資料1：コミュニティバス初瀬・朝倉台線（ルート、ダイヤ、運賃）

資料2：コミュニティバス循環路線（ルート、ダイヤ、運賃）

資料3：コミュニティバス多武峯線（ルート、ダイヤ、運賃）

資料4：コミュニティバス全系統路線図

資料5：デマンド型乗合タクシー（上之郷、高家）

2) コミュニティバス循環路線の愛称について

資料6：コミュニティバス循環路線の愛称について

3) 平成27年度生活交通ネットワーク計画の変更について

資料7：平成27年度桜井市生活交通ネットワーク計画

4) 桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員の追加について

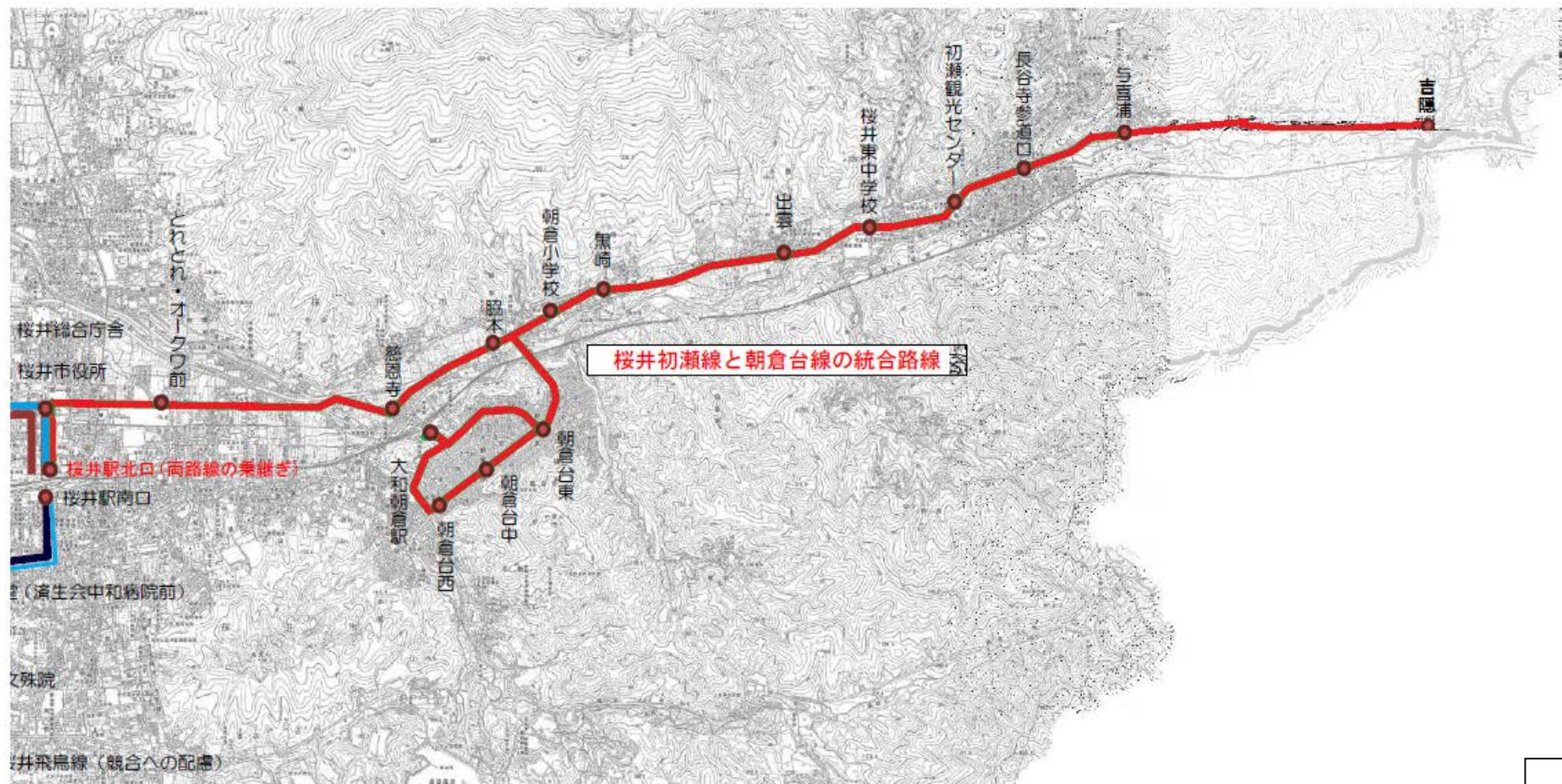
資料8：桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員の追加について

5) 桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の変更について

資料9：桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約

桜井市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程

■初瀬・朝倉台線ルート



【ダイヤ】

初瀬・朝倉台線(桜井駅北口ー吉隠柳口) 毎日運行

桜井駅北口	7:25	7:55	8:35	10:00	11:39	13:39	14:51	15:38	16:51	17:48
粟殿口	7:26	7:56	8:36	10:01	11:40	13:40	14:52	15:39	16:52	17:49
とれとれ オークワ前	7:29	7:59	8:39	10:04	11:43	13:43	14:55	15:42	16:55	17:52
慈恩寺	7:33	8:03	8:43	10:08	11:47	13:47	14:59	15:46	16:59	17:56
脇本	7:35	8:05	8:45	10:10	11:49	13:49	15:01	15:48	17:01	17:58
朝倉台東				10:14	11:53	13:53		15:52		
朝倉台中				10:15	11:54	13:54		15:53		
朝倉台西				10:16	11:55	13:55		15:54		
大和朝倉駅				10:18	11:57	13:57		15:56		
朝倉小学校	7:36	8:06	8:46	10:24	12:03	14:03	15:02	16:02	17:02	17:59
黒崎	7:37	8:07	8:47	10:25	12:04	14:04	15:03	16:03	17:03	18:00
出雲	7:38	8:08	8:48	10:26	12:05	14:05	15:04	16:04	17:04	18:01
桜井東中学校	7:40	8:10	8:50	10:28	12:07	14:07	15:06	16:06	17:06	18:03
初瀬観光センター	7:41	8:11	8:51	10:29	12:08	14:08	15:07	16:07	17:07	18:04
長谷寺参道口	7:42	8:12	8:52	10:30	12:09	14:09	15:08	16:08	17:08	18:05
与喜浦	7:47	8:15	8:57	10:35	12:14	14:14	15:11	16:11	17:13	18:10
吉隠	7:49		8:59	10:37	12:16	14:16			17:15	18:12
吉隠柳口	7:50		9:00	10:38	12:17	14:17			17:16	18:13

初瀬・朝倉台線(吉隠柳口ー桜井駅北口)

吉隠柳口		7:50	9:00	10:38	12:17	14:17			17:16	18:13
吉隠		7:51	9:01	10:39	12:18	14:18			17:17	18:14
与喜浦		7:53	9:03	10:41	12:20	14:20	15:15	16:15	17:19	18:16
長谷寺参道口		7:55	9:05	10:43	12:22	14:22	15:17	16:17	17:21	18:18
初瀬観光センター		7:56	9:06	10:44	12:23	14:23	15:18	16:18	17:22	18:19
桜井東中学校		7:57	9:07	10:45	12:24	14:24	15:19	16:19	17:23	18:20
出雲		7:59	9:09	10:47	12:26	14:26	15:21	16:21	17:25	18:22
黒崎		8:00	9:10	10:48	12:27	14:27	15:22	16:22	17:26	18:23
朝倉小学校		8:01	9:11	10:49	12:28	14:28	15:23	16:23	17:27	18:24
大和朝倉駅		8:07	9:17	10:55	12:34			16:29		
朝倉台西		8:09	9:19	10:57	12:36			16:31		
朝倉台中		8:10	9:20	10:58	12:37			16:32		
朝倉台東		8:11	9:21	10:59	12:38			16:33		
脇本		8:12	9:22	11:00	12:39	14:29	15:24	16:34	17:28	18:25
慈恩寺		8:14	9:24	11:02	12:41	14:31	15:26	16:36	17:30	18:27
とれとれ オークワ前		8:18	9:28	11:06	12:45	14:35	15:30	16:40	17:34	18:31
粟殿口		8:21	9:31	11:09	12:48	14:38	15:33	16:43	17:37	18:34
桜井駅北口		8:24	9:34	11:12	12:51	14:39	15:34	16:46	17:38	18:35

※時刻は、今後、時分測定等の結果、多少変わることがあります。

□…学校休校日と土日祝日は運休

【運賃】

初瀬・朝倉台線 運賃表

○現行の初瀬線、朝倉台線と同区間については変更なし

										桜井北口								
										とれとれ・オークワ前	190							
										慈恩寺	190	220						
										脇本	190	230	270					
										大和朝倉駅	190	190	240	280				
										朝倉小学校	黒崎	190	190	190	240	280		
										出雲	190	200	200	210	280	300		
										初瀬観光センター	長谷寺参道口	190	220	260	260	270	300	300
										与喜浦	190	210	260	300	300	300	300	300
										吉隠柳口	190	220	280	300	300	300	300	300

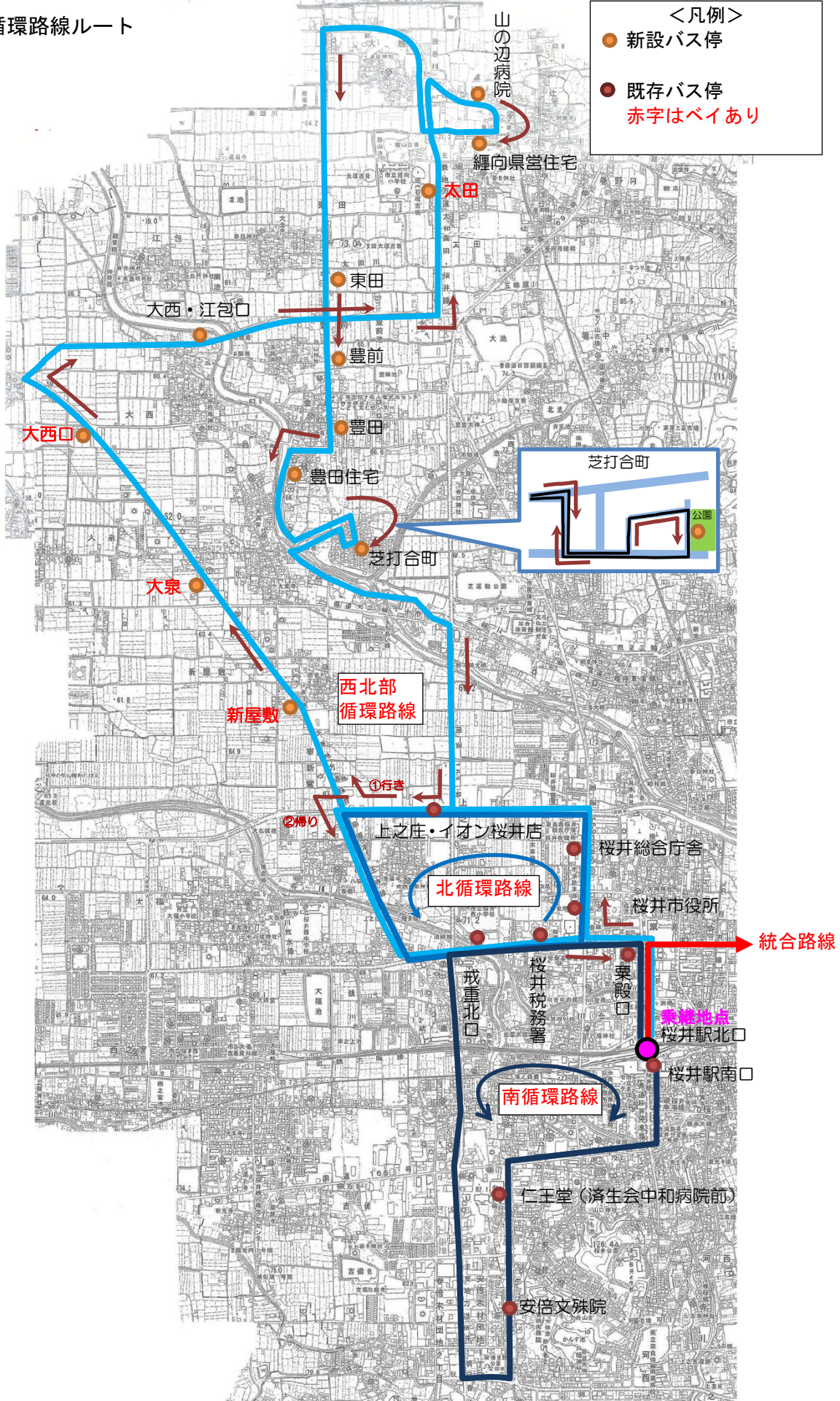
【備考】

- 小児及び障害者手帳を持っている方は半額、10円未満は切り上げ
- 桜井駅北口および桜井駅南口でコミュニティバス各路線を相互に乗り継ぐ場合、駅までの運賃を収受し、以降は、大人190円、小児100円を割り引いた額を収受する。

■循環路線ルート

<凡例>

- 新設バス停
- 既存バス停
- 赤字はベイあり



【ダイヤ】

循環路線(北) 毎日運行

桜井駅北口	10:37	12:24	14:46	15:13	16:55	17:19
粟殿口	10:38	12:25	14:47	15:14	16:56	17:20
桜井市役所	10:40	12:27	14:49	15:16	16:58	17:22
桜井総合庁舎	10:41	12:28	14:50	15:17	16:59	17:23
上之庄 イオン桜井店	10:46	12:33	14:55	15:22	17:04	17:28
戒重北口	10:49	12:36	14:58	15:25	17:07	17:31
桜井税務署	10:51	12:38	15:00	15:27	17:09	17:33
粟殿口	10:53	12:40	15:02	15:29	17:11	17:35
桜井駅北口	10:56	12:43	15:05	15:32	17:14	17:38

循環路線(南) 毎日運行(1/1~3は運休)

桜井駅北口	8:30	9:48	11:06	12:45	13:57	15:37
粟殿口	8:31	9:49	11:07	12:46	13:58	15:38
生田	8:43	10:01	11:19	12:58	14:10	15:50
安部文殊院	8:44	10:02	11:20	12:59	14:11	15:51
仁王堂 (済生会中和病院)	8:46	10:04	11:22	13:01	14:13	15:53
桜井駅筋	8:50	10:08	11:26	13:05	14:17	15:57
桜井駅南口	8:54	10:12	11:30	13:09	14:21	16:01
桜井駅筋	8:55	10:13	11:31	13:10	14:22	16:02
仁王堂 (済生会中和病院)	8:59	10:17	11:35	13:14	14:26	16:06
安部文殊院	9:01	10:19	11:37	13:16	14:28	16:08
生田	9:02	10:20	11:38	13:17	14:29	16:09
戒重北口	9:11	10:29	11:47	13:26	14:38	16:18
桜井税務署	9:13	10:31	11:49	13:28	14:40	16:20
粟殿口	9:15	10:33	11:51	13:30	14:42	16:22
桜井駅北口	9:18	10:36	11:54	13:33	14:45	16:25

循環路線(西北部) 平日運行(8/13~15は運休)

桜井駅北口	8:35	11:10	15:39
粟殿口	8:36	11:11	15:40
桜井市役所	8:38	11:13	15:42
桜井総合庁舎	8:39	11:14	15:43
上之庄 イオン桜井店	8:44	11:19	15:48
新屋敷	8:47	11:22	15:51
大泉西口	8:49	11:24	15:53
大西口	8:51	11:26	15:55
大西・江包口	8:54	11:29	15:58
太田	8:58	11:33	16:02
山の辺病院	9:00	11:35	16:04
纏向県営住宅	9:01	11:36	16:05
東田	9:07	11:42	16:11
豊前	9:09	11:44	16:13
豊田	9:10	11:45	16:14
豊田住宅	9:11	11:46	16:15
芝打合町	9:14	11:49	16:18
上之庄 イオン桜井店	9:21	11:56	16:25
戒重北口	9:24	11:59	16:28
桜井税務署	9:26	12:01	16:30
粟殿口	9:28	12:03	16:32
桜井駅北口	9:31	12:06	16:35

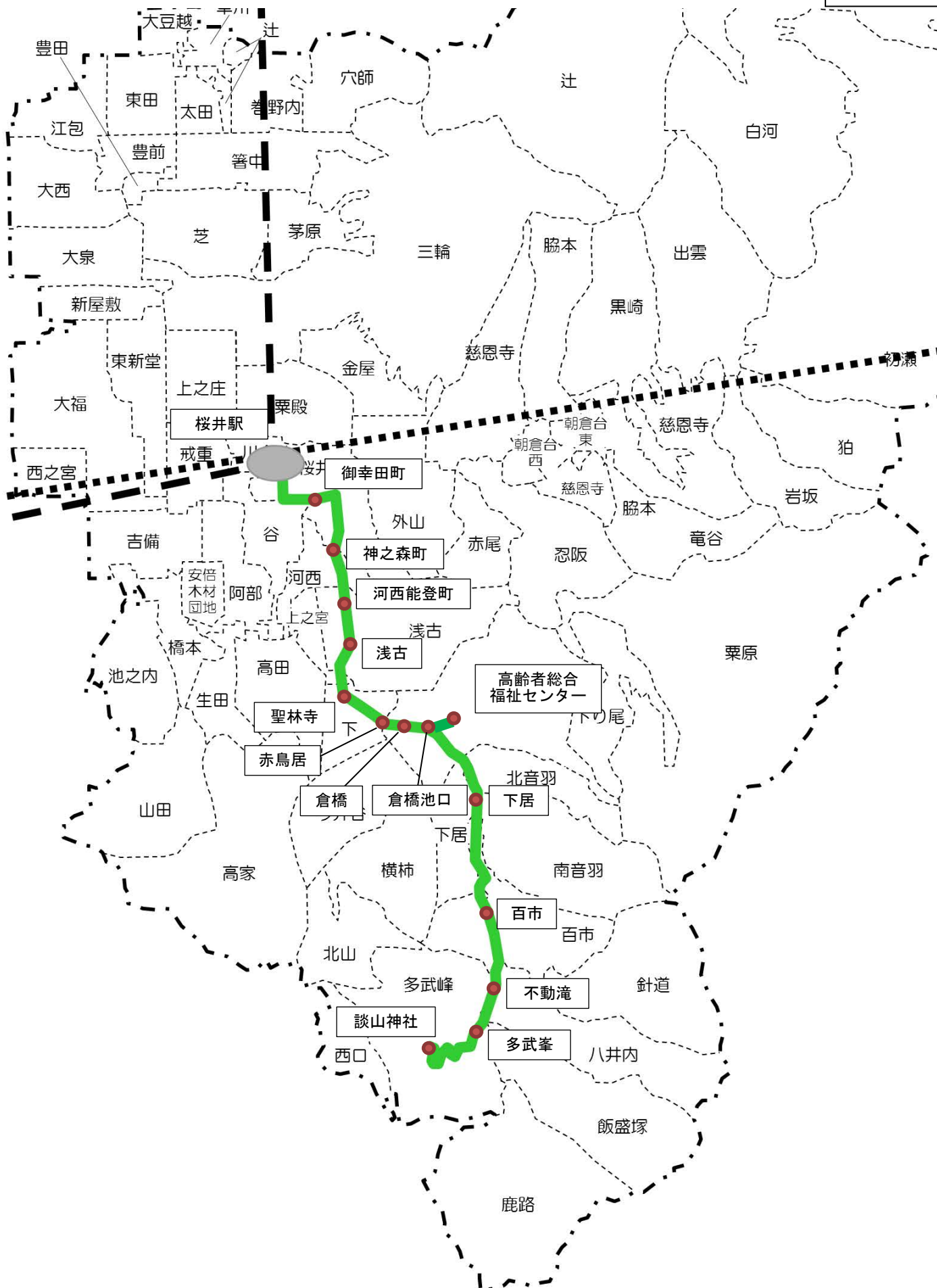
【備考】

○運賃は190円均一

○桜井駅北口および桜井駅南口でコミュニティバス各路線を相互に乗り継ぐ場合、駅までの運賃を収受し、以降は、大人190円、小児100円を割引いた額を収受する。

■多武峯線

資料3



【ダイヤ】

【運賃表】

多武峯線(桜井駅南口→談山神社) 毎日運行(8/13~15の平日、12/30~1/3は土日祝日ダイヤ)

桜井駅南口	7:08	8:12	9:25	10:50	12:50	14:00	15:05	16:06	17:25	19:05
御幸田町	7:11	8:15	9:28	10:53	12:53	14:03	15:08	16:09	17:28	19:08
神之森町	7:13	8:17	9:30	10:55	12:55	14:05	15:10	16:11	17:30	19:10
河西能登町	7:14	8:18	9:31	10:56	12:56	14:06	15:11	16:12	17:31	19:11
浅古	7:15	8:19	9:32	10:57	12:57	14:07	15:12	16:13	17:32	19:12
聖林寺	7:16	8:20	9:33	10:58	12:58	14:08	15:13	16:14	17:33	19:13
赤鳥居	7:17	8:21	9:34	10:59	12:59	14:09	15:14	16:15	17:34	19:14
倉橋	7:18	8:22	9:35	11:00	13:00	14:10	15:15	16:16	17:35	19:15
高齢者総合福祉センター	-	-	9:36	11:01	-	-	-	-	-	-
倉橋池口	7:19	8:23	9:37	11:02	13:01	14:11	15:16	16:17	17:36	19:16
下居	7:21	8:25	9:39	11:04	13:03	14:13	15:18	16:19	17:38	19:18
百市	7:25	8:29	9:43	11:08	13:07	14:17	15:22	16:23	17:42	19:22
不動滝	7:27	8:31	9:45	11:10	13:09	14:19	15:24	16:25	17:44	19:24
多武峯	7:28	8:32	9:46	11:11	13:10	14:20	15:25	16:26	17:45	19:25
談山神社	7:32	8:36	9:51	11:16	13:14	14:24	15:29	16:30	17:49	19:29

多武峯線(談山神社→桜井駅南口)

談山神社	6:34	7:35	8:40	9:54	11:19	13:17	14:28	15:32	16:35	17:52
多武峯	6:37	7:38	8:43	9:57	11:22	13:20	14:31	15:35	16:38	17:55
不動滝	6:38	7:39	8:44	9:58	11:23	13:21	14:32	15:36	16:39	17:56
百市	6:40	7:41	8:46	10:00	11:25	13:23	14:34	15:38	16:41	17:58
下居	6:43	7:44	8:49	10:03	11:28	13:26	14:37	15:41	16:44	18:01
倉橋池口	6:45	7:46	8:51	10:05	11:30	13:28	14:39	15:43	16:46	18:03
高齢者総合福祉センター	-	-	-	-	-	-	14:40	15:44	-	-
倉橋	6:46	7:47	8:52	10:06	11:31	13:29	14:41	15:45	16:47	18:04
赤鳥居	6:47	7:48	8:53	10:07	11:32	13:30	14:42	15:46	16:48	18:05
聖林寺	6:48	7:49	8:54	10:08	11:33	13:31	14:43	15:47	16:49	18:06
浅古	6:49	7:50	8:55	10:09	11:34	13:32	14:44	15:48	16:50	18:07
河西能登町	6:50	7:51	8:56	10:10	11:35	13:33	14:45	15:49	16:51	18:08
神之森町	6:52	7:53	8:58	10:12	11:37	13:35	14:47	15:51	16:53	18:10
御幸田町	6:54	7:55	9:00	10:14	11:39	13:37	14:49	15:53	16:55	18:12
桜井駅南口	6:59	8:00	9:05	10:19	11:44	13:42	14:55	15:59	17:00	18:17

…土日祝日は運休
 …センター開館日のみ乗入れ

多武峯線 運賃表

○現行路線から変更なし

										桜井駅南口								
										神之森町	190							
										河西能登町	190	190						
										聖林寺	190	190	230					
										倉橋池口	190	210	220	280				
										下居	190	190	240	260	330			
										百市	190	210	250	300	330	380		
										多武峯	190	220	260	300	360	380	430	
										談山神社	190	220	280	330	370	420	440	490

【備考】

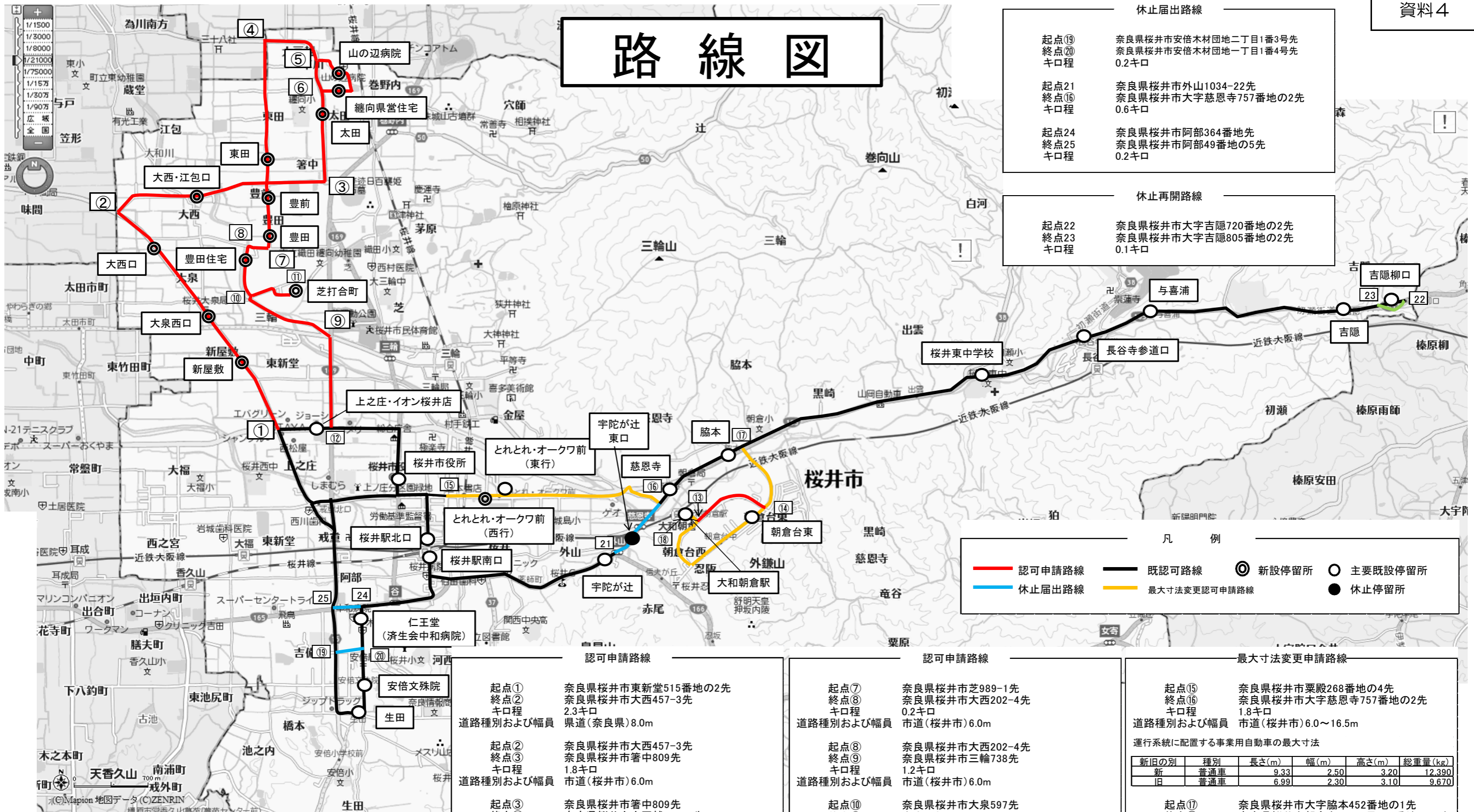
○市民乗車証…多武峯線で 300 円を超える区間を乗車する旅客が市民乗車証を提示した場合、多武峯線の運賃を 300 円に割り引く

○高齢者総合福祉センター利用者割引…倉橋池口または高齢者総合福祉センターで乗降し、桜井市高齢者総合福祉センターの利用者証を提示した場合、多武峯線の運賃を 100 円に割り引く

○桜井駅北口および桜井駅南口でコミュニティバス各路線を相互に乗り継ぐ場合、駅までの運賃を収受し、以降は、大人 190 円、小児 100 円を割り引いた額を収受する。

※上記 3 つの割引制度は、併用不可

路線図



休止届出路線

起点⑱ 奈良県桜井市安倍木材団地二丁目1番3号先
終点⑳ 奈良県桜井市安倍木材団地一丁目1番4号先
キロ程 0.2キロ

起点21 奈良県桜井市外山1034-22先
終点⑯ 奈良県桜井市大字慈恩寺757番地の2先
キロ程 0.6キロ

起点24 奈良県桜井市阿部364番地先
終点25 奈良県桜井市阿部49番地の5先
キロ程 0.2キロ

休止再開路線

起点22 奈良県桜井市大字吉隠720番地の2先
終点23 奈良県桜井市大字吉隠805番地の2先
キロ程 0.1キロ

凡例

- 認可申請路線 (Red line)
- 休止届出路線 (Blue line)
- 既認可路線 (Black line)
- 最大寸法変更認可申請路線 (Yellow line)
- 新設停留所 (Red circle with dot)
- 主要既設停留所 (White circle with dot)
- 休止停留所 (Black circle with dot)

認可申請路線

起点① 奈良県桜井市東新堂515番地の2先
終点② 奈良県桜井市大西457-3先
キロ程 2.3キロ
道路種別および幅員 県道(奈良県)8.0m

起点② 奈良県桜井市大西457-3先
終点③ 奈良県桜井市箸中809先
キロ程 1.8キロ
道路種別および幅員 市道(桜井市)6.0m

起点③ 奈良県桜井市箸中809先
終点④ 奈良県桜井市大豆越148-5先
キロ程 1.5キロ
道路種別および幅員 県道(奈良県)6.0~8.0m

起点⑤ 奈良県桜井市草川47-3先
終点⑥ 奈良県桜井市草川159-7先
キロ程 0.8キロ
道路種別および幅員 市道(桜井市)3.5~6.0m

起点④ 奈良県桜井市大豆越148-5先
終点⑦ 奈良県桜井市芝989-1先
キロ程 1.8キロ
道路種別および幅員 市道(桜井市)3.5~6.0m

認可申請路線

起点⑦ 奈良県桜井市芝989-1先
終点⑧ 奈良県桜井市大西202-4先
キロ程 0.2キロ
道路種別および幅員 市道(桜井市)6.0m

起点⑧ 奈良県桜井市大西202-4先
終点⑨ 奈良県桜井市三輪738先
キロ程 1.2キロ
道路種別および幅員 市道(桜井市)6.0m

起点⑩ 奈良県桜井市大泉597先
終点⑪ 奈良県桜井市芝435-47先
キロ程 0.4キロ
道路種別および幅員 市道(桜井市)3.5~6.0m

起点⑨ 奈良県桜井市三輪738先
終点⑫ 奈良県桜井市上之庄197-1先
キロ程 0.8キロ
道路種別および幅員 国道169号 10.0m

起点⑬ 奈良県桜井市朝倉台西4丁目1000-150先
終点⑭ 奈良県桜井市朝倉台東1丁目560-54先
キロ程 0.6キロ
道路種別および幅員 市道(桜井市)8.0m

最大寸法変更申請路線

起点⑮ 奈良県桜井市栗殿268番地の4先
終点⑯ 奈良県桜井市大字慈恩寺757番地の2先
キロ程 1.8キロ
道路種別および幅員 市道(桜井市)6.0~16.5m

運行系統に配置する事業用自動車の最大寸法

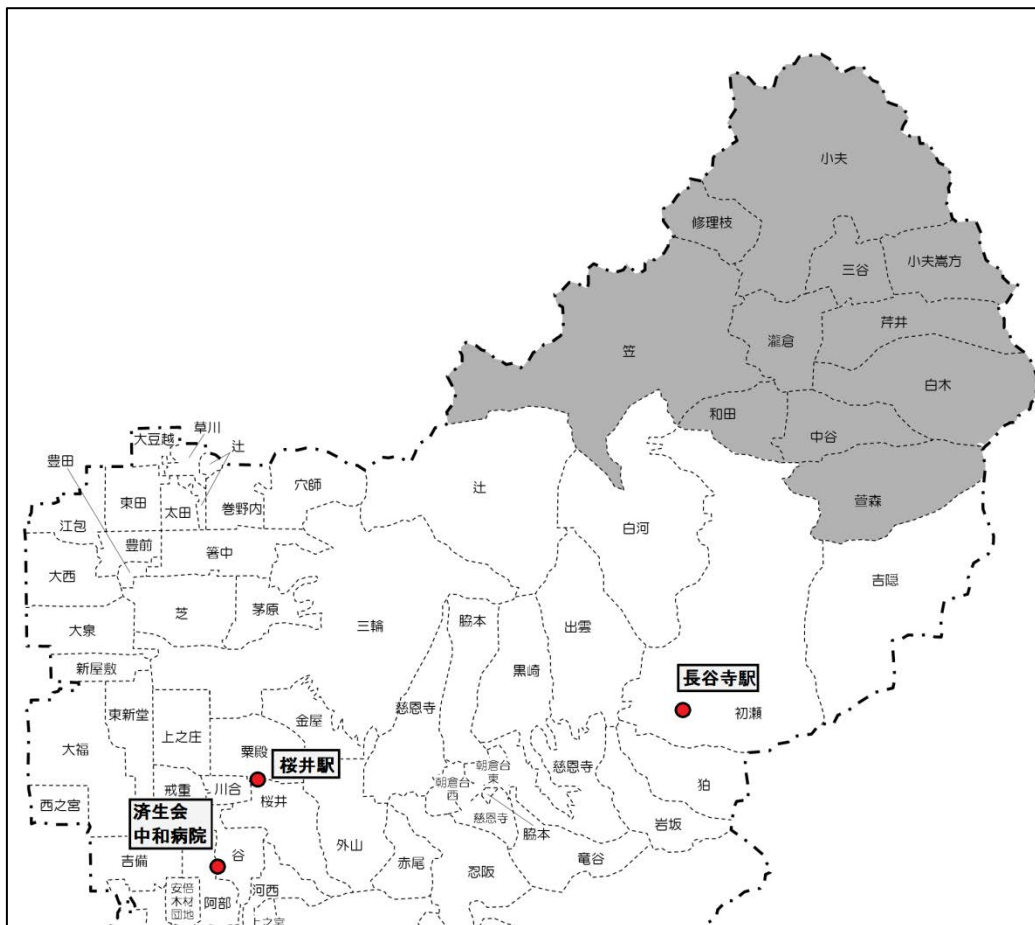
新旧の別	種別	長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	総重量(kg)
新	普通車	9.33	2.50	3.20	12,390
旧	普通車	6.99	2.30	3.10	9,670

起点⑰ 奈良県桜井市大字脇本452番地の1先
終点⑱ 奈良県桜井市朝倉台西8丁目108番地の46先
キロ程 1.9キロ
道路種別および幅員 市道(桜井市)6.0~16.5m

運行系統に配置する事業用自動車の最大寸法

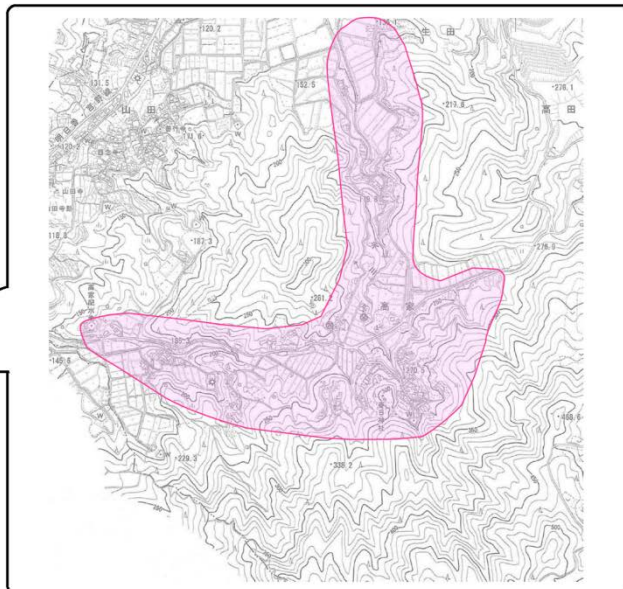
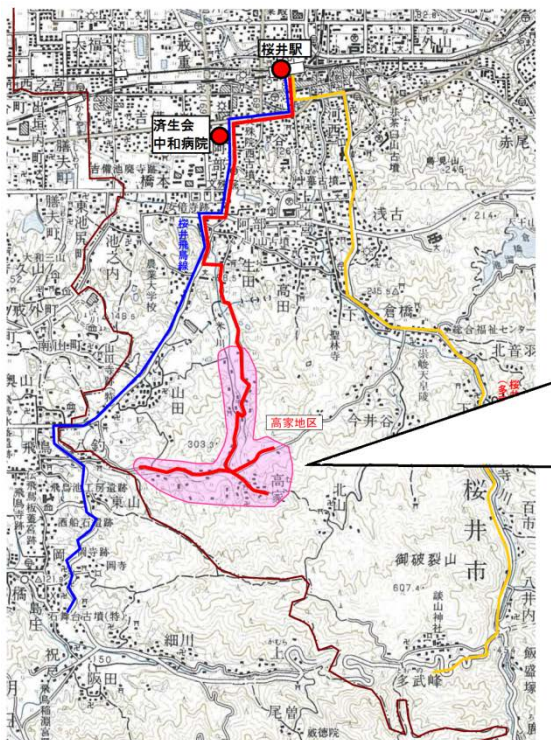
新旧の別	種別	長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	総重量(kg)
新	普通車	9.33	2.50	3.20	12,390
旧	普通車	6.99	2.50	3.20	9,500

■上之郷デマンド型乗合タクシー



上之郷デマンド型乗合タクシーの運行						
概要	交通空白地域である上之郷地区にデマンド型乗合タクシーを運行する					
対象者	上之郷（初瀬川上の一部を含む）に住所を持ち、事前登録した者					
運行ルート	上之郷地区～長谷寺駅(降車のみ)～桜井駅～済生会中和病院					
運行便数	月曜日		木曜日		金曜日	
	上之郷発	桜井駅発	上之郷発	桜井駅発	上之郷発	桜井駅発
	9:00 10:00	12:00 14:00 16:00	9:00	14:00 16:00	9:00	14:00
設定運賃	1回乗車当り 500円 (1歳以上小学生以下、身体障害者手帳を持っている方は300円)					

■高家デマンド型乗合タクシー



高家デマンド型乗合タクシー交通手段	
概要	デマンド型乗合タクシーを運行する。 2年間の実証運行とし、実証結果を用いて29年度以降の交通手段について再度検討する。
対象者	高家に住所を持ち、事前登録した者
運行ルート	高家地区～済生会中和病院～桜井駅南口
運行便数	週に2日（○曜日、○曜日） 1日に2便（○時 高家発 ○時 桜井駅発）
設定運賃	1回乗車当り 300円 （1歳以上小学生以下、身体障害者手帳を所持している人 100円）

平成27年度コミュニティバス循環路線の愛称について

資料6

バスプロ	協議会	名称	補足説明
○	○	① ひみこちゃん号	
		② くるる	待てばバスがやってくる。
○		③ さくらっこ	
		④ Aliveバス	Aliveの意味は「活動的」「生きる」「活動して・・・」「動作をしてる・・・」なので、商業施設や駅、公共施設に利用するのに単純だけど簡単で覚えやすくて善いかと思いました。
○	○	⑤ 桜井咲～くるライン	いつも朝倉台線の桜井駅→イオン→生田間を利用させていただいています。又、土曜日は桜井初瀬線の桜井駅⇄桜井東中学校間と、車に乗らない私にとって大変ありがたく、助かっています。ただ、阿部に住んでいる私にとってもう少し延伸していただけたら・・・と思っていました。ですので、来年度のルート変更に期待をし、それによって利用者数が増えるようお願いを込めて、桜咲く「桜井咲～くるライン」という名称を考えてみました。
		⑥ こころちゃん	縁あって乗り合わせたバス、少しでも心が通ったらいいなあ。又、行った先で新しいことを知り自分の心が豊かになれればと思い「こころちゃん」です。
		⑦ まほろば線	
○		⑧ さくらくバス	

【経緯】

平成26年12月 平成27年度からの新規路線である循環路線の愛称の公募を行った。
 平成27年2月26日 応募のあった8案から、庁内の交通協議会であるバス対策プロジェクト会議の中で、○印のある4案にしぼった。
 平成27年2月27日 前回の法定協議会では、①と⑤の評価が比較的高かったが、決定にいたらなかった。

【前回の法定協議会での意見】

- 長い名称や分かりづらい名称では市民に受け入れられないのではないか
- 正式名称(循環路線)と愛称との使い分けはどうするのか
- 3路線(北循環、南循環、西北部循環)の使い分けはどうするのか

【事務局案】

咲～くるライン

【補足】

- サークル＝円ということから、循環路線であるということが分かりやすい。”桜井”の文字を削除することで短くした。
- 正式名称はあくまで「桜井市コミュニティバス 北(南・西北部)循環路線」であり、愛称としてのみ使用する。
- 呼び名としては、「咲～くるライン(北)」「咲～くる(南)」「咲～くる(西北)」といったように使い分けを行う。

平成27年度

桜井市生活交通ネットワーク計画

桜井市地域公共交通活性化再生協議会
会長 笹谷 清治

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 目的

桜井市地域公共交通総合連携計画に基づき、公共交通空白地域の解消や買い物・通院、通学などの生活交通の確保を目的とし、桜井市内を運行対象とする「桜井市コミュニティバス」3路線（初瀬・朝倉台線、循環路線、多武峯線）、並びに桜井東部の上之郷地域（初瀬川上の一部（初瀬715番地以北）を含む）における「デマンド型乗合タクシー」を運行し、地域住民の利用促進を積極的に図り、運行事業計画の改善をしながら、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

(2) 必要性

本市の地域公共交通システムを確保するためには、基幹路線＝鉄道・路線バスと地域内路線（フィーダー機能を含む）＝コミュニティバス・デマンド型乗合タクシーなどの運行が必要である。

コミュニティバスは、市内在住の方の生活交通の確保及び登校のための交通手段として運行している。また、桜井市に來訪された方を対象とした観光路線としての観点からも利用されている。

デマンド型乗合タクシーは、公共交通空白地域である桜井東部の上之郷地域（初瀬川上の一部（初瀬715番地以北）を含む）における生活交通の確保のために、鉄道駅や総合病院のある桜井市中心市街地を結び、高齢者等の通院などの手段として利用されている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

年度	目標
平成27年度	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
平成28年度	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
平成29年度	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。

(2) 事業の効果

コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行を維持確保することにより、沿

線地域の交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、地域住民の利用について継続的に検証し、地域のニーズ等を加味しながら、運行事業計画の見直しについて協議会で検討協議を重ねることで、地域に合った交通システムが構築される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者（表1）

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」（6～8頁）を添付）

①路線図（別添「桜井市コミュニティバス」路線図（9～12頁）参照）

②予定している時刻表・運行期間

（別添「桜井市コミュニティバス」時刻表（13～16頁）参照）

③運送事業者の決定方法

コミュニティバス運行事業者選定については、道路運送法第4条の規定に基づく一般旅客自動車運送事業の認可を受けている乗合バス事業者として、県内に奈良交通、三重交通、熊野交通の3社が存在する。但し、三重交通、熊野交通は桜井市を事業区域としておらず、当市で運行するためには事業区域の許可を得る必要があるため市内での運行は困難であり、市内又は近隣市町村に事業所又は営業所を有する事業者の中から選定することで円滑な運行を行うことができると考える。この条件を充たすのは、これまで桜井市内において路線バスを運行するとともに、宇陀市に営業所を有する事業者である奈良交通株式会社のみとなる。

また、デマンド型乗合タクシー運行事業者選定については、道路運送法第4条の規定に基づく一般乗合タクシー自動車運送事業の認可を受けたもののうち、市内の道路状況等に精通するとともに、予約受付システムが整備された事業者の中から選定する必要がある。

このことから、条件を満たすのは、市内に営業所を有しているタクシー事業者に絞られることから、奈良県タクシー協会桜井部会と協議した結果、上記条件を満たすのは日の丸交通株式会社のみとなる。

このことから、両路線運行事業者として、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定に基づき、随意契約とし、コミュニティバスは奈良交通株式会社、デマンド型乗合タクシーについては日の丸交通株式会社を運行委託事業者とした。

④地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性、新規性等）

コミュニティバスは地域内路線と位置付け、基幹路線である既存の公共交通機関の路線バス＝地域間基幹バス系統（奈良交通バス 天理桜井線・桜井菟田野線・桜井飛

鳥線)や電車(JR西日本 桜井線・近畿日本鉄道 大阪線)に接続した。

また、デマンド型乗合タクシーについてもコミュニティバスと同じく基幹路線である既存の公共交通機関の路線バス＝地域間基幹バス系統(奈良交通バス 天理桜井線・桜井菟田野線・桜井飛鳥線)や電車(JR西日本 桜井線・近畿日本鉄道 大阪線)に接続した。

具体的には、地域の最寄鉄道駅である「長谷寺駅」、桜井市中心市街地にある鉄道駅「桜井駅」とバス停留所「桜井駅北口」、地域の総合病院済生会中和病院と最寄バス停留所「仁王堂」との接続であり、地域住民の意見を聞きながらルートや時刻表等について協議し、生活路線となるよう調整した。

また、デマンド型乗合タクシーは平成22年度に地域公共交通活性化・再生総合事業として平成22～23年度の2年間、実証運行を実施している。

⑤運行事業者を選定した経緯

(上記「③運送事業者の決定方法」と同じ)

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(表2)

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」(17～25頁)を添付)

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社、日の丸交通株式会社

6. 補助を受けようとする手続に係る利用状況等の継続的な測定手法

(活性化法法定協議会を補助対象事業者としていないため、該当なし)

7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要(表3)

(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)

8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧(表4)

(該当しないため、記載なし)

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要(表5)

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」(26、27頁)を添付)

10. 車両の取得に係る目的・必要性

(車両の取得を行わないため、記載なし)

1 1. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(車両の取得を行わないため、記載なし)

1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額(表6及び表7)

(車両の取得を行わないため、記載なし)

1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

(車両の取得を行わないため、記載なし)

1 4. 協議会の開催状況と主な議論

平成25年4月24日(平成25年度第1回)桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・平成24年度事業の事業報告、事業評価
- ・奈良県地域交通改善協議会幹事会報告

平成25年8月29日(平成25年度第2回)桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・桜井市地域公共交通総合連携計画の策定及び業者選定について
- ・「安心して暮らせる地域公共交通確保事業」の申請について

平成25年10月25日(平成25年度第3回)桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・奈良県地域交通改善協議会幹事会報告
- ・桜井市地域公共交通総合連携計画の策定及び業者選定結果について

平成26年1月17日(平成25年度第4回)桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・消費税増税に伴う桜井市コミュニティバス運賃の変更について
- ・桜井市地域公共交通総合連携計画策定業務の中間報告について

平成26年2月20日(平成25年度第5回)桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・奈良県地域交通改善協議会報告
- ・桜井市地域公共交通総合連携計画(案)について

平成26年5月28日(平成26年度第1回)桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・平成24年度事業の事業報告、事業評価
- ・広域路線バス、市内コミュニティバスの再編について

平成26年8月27日(平成26年度第2回)桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・平成27年度桜井市公共交通運行実施計画(案)について

平成27年2月27日（平成26年度第3回）桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
- ・ 平成27年度コミュニティバスの再編について

平成27年4月15日（平成27年度第1回）桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・ 平成27年度の桜井市公共交通について
- ・ 桜井市地域公共交通活性化再生協議会の委員・規約について

15. 利用者等の意見の反映状況

桜井市地域公共交通活性化再生協議会（法定協議会）の構成員に、住民又は利用者の代表として「桜井市自治連合会長」、「(社)桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」の代表者から意見を反映して本計画を作成した。

16. 協議会メンバーの構成

市長またはその指名する者	副市長
一般乗合自動車運送事業者、その他一般旅客自動車運送者及びその組織する団体	奈良交通(株)、(社)奈良県バス協会、奈良県タクシー協会、(社)奈良県タクシー協会桜井部会
住民又は利用者の代表	桜井市自治連合会長、(社)桜井市社会福祉協議会長、桜井市老人クラブ連合会長
近畿運輸局長（奈良運輸支局長）又はその指名する者	近畿運輸局奈良運輸支局長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	奈良県交通運輸産業労働組合協議会
奈良県の関係行政機関の職員	奈良県県土マネジメント部地域交通課長、奈良県中和土木事務所長、奈良県桜井警察署長

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

(地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を行わないため、該当なし)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 奈良県桜井市粟殿432番地の1

(所属) 桜井市市長公室行政経営課

(氏名) 高井 勇人

(連絡先) [TEL:0744-42-9111](tel:0744-42-9111)(内線256) gyoseikeiei@city.sakurai.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型／デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件
奈良県 (桜井市)	奈良交通(株)	多武峯	地域内 フィーダー	4,534.5	乗合バス型	①	桜井駅停留所にて 奈良交通(株)が運行 する天理桜井線及 び桜井菟田野線と 接続(近接)	③
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台A	地域内 フィーダー	1,319.0	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台B	地域内 フィーダー	583.5	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台C	地域内 フィーダー	311.0	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台D	地域内 フィーダー	317.5	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	南循環	地域内 フィーダー	1,027.0	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	西北部循環	地域内 フィーダー	729.5	乗合バス型	①		①
	日の丸交通(株)	デマ ンド型乗合 タクシー	地域内 フィーダー	555.0	デマ ンド型	①		③
合 計				9,377				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

28年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス 型／デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
奈良県 (桜井市)	奈良交通(株)	多武峯A	地域内 フィーダー	3,917.5	乗合バス型	①	桜井駅停留所にて 奈良交通(株)が運行 する天理桜井線及 び桜井菟田野線と 接続(近接)	③
	奈良交通(株)	多武峯B	地域内 フィーダー	664.5	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台A	地域内 フィーダー	3,957.0	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台B	地域内 フィーダー	1,956.0	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台C	地域内 フィーダー	934.0	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台D	地域内 フィーダー	953.0	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	南循環	地域内 フィーダー	3,056.5	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	西北部循環	地域内 フィーダー	2,119.5	乗合バス型	①		①
	日の丸交通(株)	デマ ンド型乗合 タクシー	地域内 フィーダー	555.0	デマ ンド型	①		③
合 計				18,113				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型／デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
奈良県 (桜井市)	奈良交通(株)	多武峯A	地域内 フィーダー	3,902.0	乗合バス型	①	桜井駅停留所にて 奈良交通(株)が運行 する天理桜井線及 び桜井菟田野線と 接続(近接)	③
	奈良交通(株)	多武峯B	地域内 フィーダー	667.5	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台A	地域内 フィーダー	3,946.0	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台B	地域内 フィーダー	1,953.5	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台C	地域内 フィーダー	931.5	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	初瀬・朝倉台D	地域内 フィーダー	950.0	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	南循環	地域内 フィーダー	3,048.0	乗合バス型	①		①
	奈良交通(株)	西北部循環	地域内 フィーダー	2,128.0	乗合バス型	①		①
	日の丸交通(株)	デマ ンド型乗合 タクシー	地域内 フィーダー	555.0	デマ ンド型	①		③
合 計				18,082				

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

桜井市コミュニティバス路線図

バス停車位置



路線名

- 桜井初瀬線 ■
- 朝倉台線 ■
- 多武峯線 ■



- …… 停留所 (太字は起終点停留所)
- ▶ …… 停留所 (矢印の方向行きのみ停車)
- …… 一方通行バス路線 (矢印方向)

※ …… 奈良交道路線バス停留所名は「桜井市庁前」

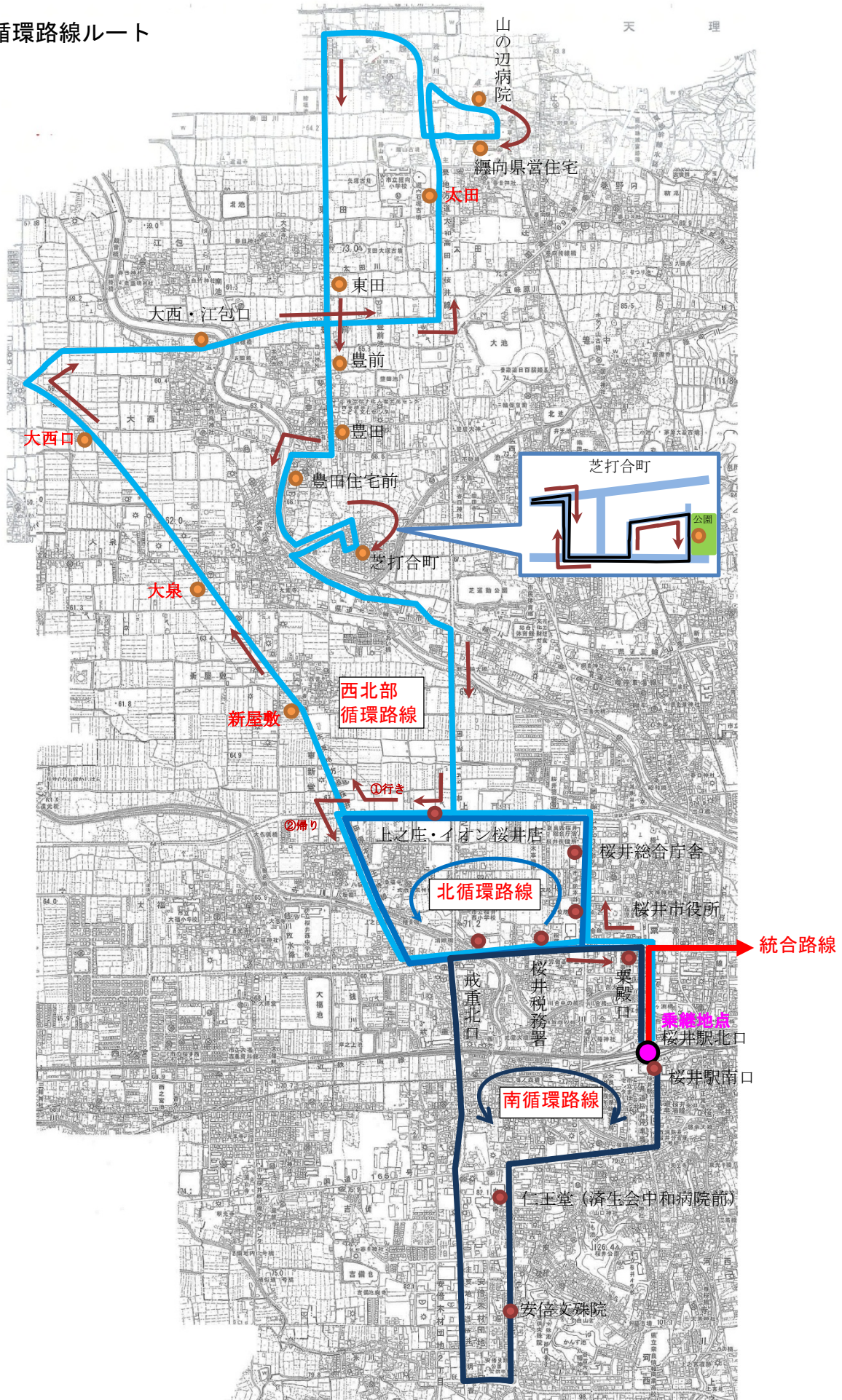
桜井市コミュニティバスで実施している割引制度について

桜井市に在住、在勤、通学されている方は、運賃上限が300円になる割引を実施しています。
 割引を希望される方は、「桜井市コミュニティバス多武峯線乗車証」を桜井市役所行政経営課で発行しておりますので、下記までお問い合わせください。
 桜井市役所 本庁2階 行政経営課
 電話番号：0744-42-9111(内線256)

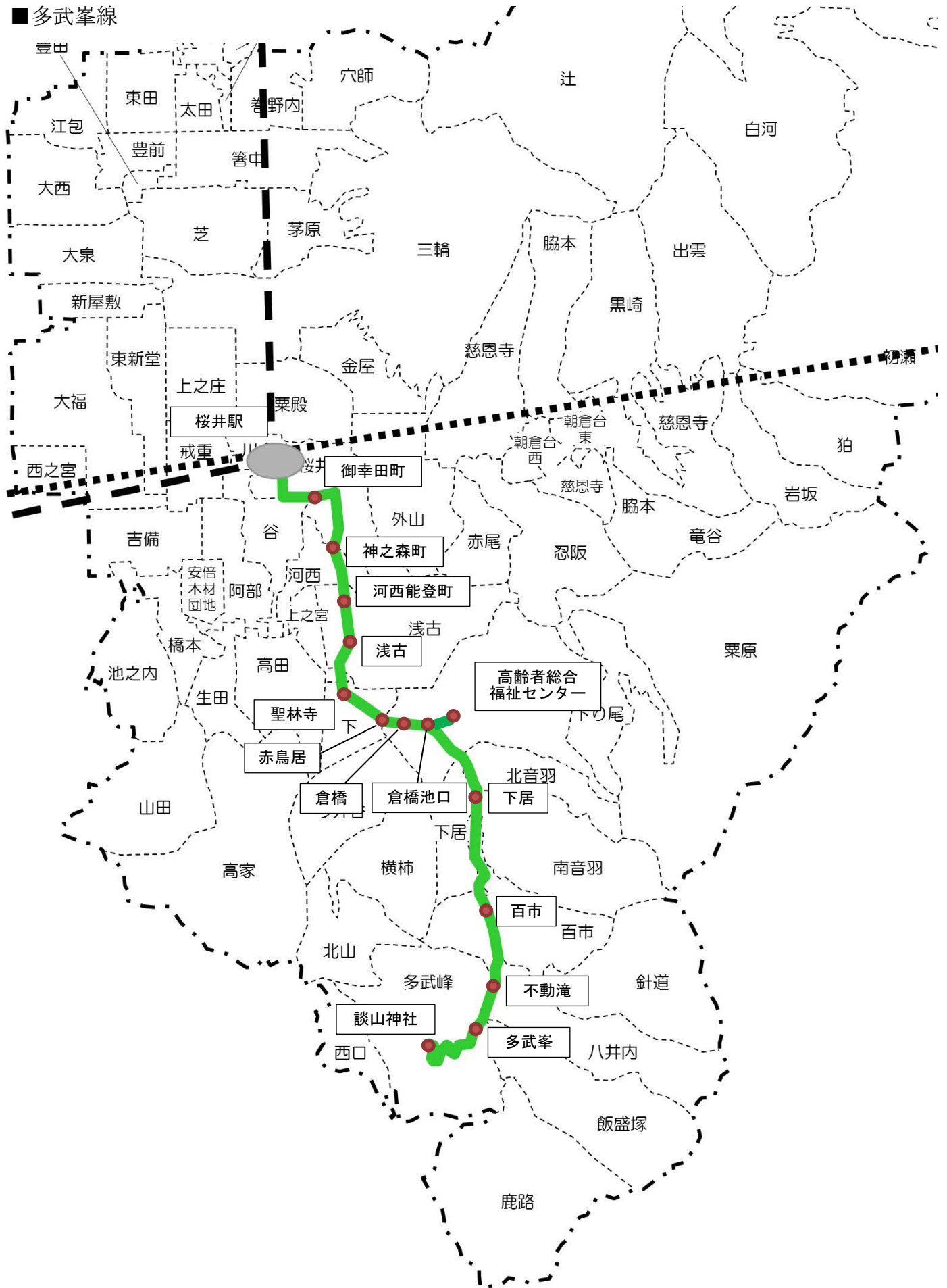
◆ 桜井市コミュニティバスに関するお問い合わせは……

奈良交通榛原営業所 ☎0745-82-2201
 桜井市役所行政経営課 ☎0744-42-9111(内線256)

■ 循環路線ルート



■多武峯線



多武峯線(桜井駅南口→談山神社)

桜井駅南口	7:08	8:12	9:25	10:50	12:50	14:00	15:05	16:06	17:25	19:05
御幸田町	7:11	8:15	9:28	10:53	12:53	14:03	15:08	16:09	17:28	19:08
神之森町	7:13	8:17	9:30	10:55	12:55	14:05	15:10	16:11	17:30	19:10
河西能登町	7:14	8:18	9:31	10:56	12:56	14:06	15:11	16:12	17:31	19:11
浅古	7:15	8:19	9:32	10:57	12:57	14:07	15:12	16:13	17:32	19:12
聖林寺	7:16	8:20	9:33	10:58	12:58	14:08	15:13	16:14	17:33	19:13
赤鳥居	7:17	8:21	9:34	10:59	12:59	14:09	15:14	16:15	17:34	19:14
倉橋	7:18	8:22	9:35	11:00	13:00	14:10	15:15	16:16	17:35	19:15
高齢者総合福祉センター	-	-	9:36	11:01	-	-	-	-	-	-
倉橋池口	7:19	8:23	9:37	11:02	13:01	14:11	15:16	16:17	17:36	19:16
下居	7:21	8:25	9:39	11:04	13:03	14:13	15:18	16:19	17:38	19:18
百市	7:25	8:29	9:43	11:08	13:07	14:17	15:22	16:23	17:42	19:22
不動滝	7:27	8:31	9:45	11:10	13:09	14:19	15:24	16:25	17:44	19:24
多武峯	7:28	8:32	9:46	11:11	13:10	14:20	15:25	16:26	17:45	19:25
談山神社	7:32	8:36	9:51	11:16	13:14	14:24	15:29	16:30	17:49	19:29

◆運行ルート

桜井駅南口～倉橋池口～
多武峯～談山神社

◆運行日 毎日

…土曜日・日祝日は運休

…「高齢者総合福祉センター」には、センター開館日のみ乗り入れを行います。センター開館日は、下記を除く水曜日～日曜日になります。
 ・祝日の翌日
 ・1月1日から同月3日
 ・12月29日から同月31日
 開館日について不明な点がありましたら、高齢者総合福祉センターに直接お問い合わせください。
 電話番号：0744-43-1658

多武峯線(談山神社→桜井駅南口)

談山神社	6:34	7:35	8:40	9:54	11:19	13:17	14:28	15:32	16:35	17:52
多武峯	6:37	7:38	8:43	9:57	11:22	13:20	14:31	15:35	16:38	17:55
不動滝	6:38	7:39	8:44	9:58	11:23	13:21	14:32	15:36	16:39	17:56
百市	6:40	7:41	8:46	10:00	11:25	13:23	14:34	15:38	16:41	17:58
下居	6:43	7:44	8:49	10:03	11:28	13:26	14:37	15:41	16:44	18:01
倉橋池口	6:45	7:46	8:51	10:05	11:30	13:28	14:39	15:43	16:46	18:03
高齢者総合福祉センター	-	-	-	-	-	-	-	15:44	16:47	-
倉橋	6:46	7:47	8:52	10:06	11:31	13:29	14:40	15:45	16:48	18:04
赤鳥居	6:47	7:48	8:53	10:07	11:32	13:30	14:41	15:46	16:49	18:05
聖林寺	6:48	7:49	8:54	10:08	11:33	13:31	14:42	15:47	16:50	18:06
浅古	6:49	7:50	8:55	10:09	11:34	13:32	14:43	15:48	16:51	18:07
河西能登町	6:50	7:51	8:56	10:10	11:35	13:33	14:44	15:49	16:52	18:08
神之森町	6:52	7:53	8:58	10:12	11:37	13:35	14:46	15:51	16:54	18:10
御幸田町	6:54	7:55	9:00	10:14	11:39	13:37	14:48	15:53	16:56	18:12
桜井駅南口	6:59	8:00	9:05	10:19	11:44	13:42	14:53	15:59	17:02	18:17

運賃

多武峯線・大人

※小児運賃は半額、10円未満の端数は10円単位に切り上げ。

桜井駅南口	190	190
神ノ森町	190	190
聖林寺	190	190
230	190	190
倉橋池口	190	210
220	220	280
下居	190	190
240	260	330
(自由乗降)百市	190	210
250	300	380
多武峯	190	220
260	300	360
380	430	430
談山神社	190	220
280	330	370
420	440	490

高齢者総合福祉センターをご利用の方へ

平成26年4月からの浴場再開に伴い、高齢者総合福祉センター利用者を対象とした、コミュニティバス多武峯線についてのサービスを下記の通り実施しています。

新しくバス停ができます!

センター開館日の午前2便、午後2便について、センターの入口までバスの乗り入れを行っています。対象の便については、時刻表をご覧ください。

運賃割引制度を実施しています!

高齢者総合福祉センターを利用し、バス停「倉橋池口」またはバス停「高齢者総合福祉センター」で乗降された方に対し、片道の運賃を100円にする割引を実施しています。ご利用の際は、運賃を支払うときに、高齢者総合福祉センターの入館証を運転手に見せ、100円をお支払ください。高齢者総合福祉センターの入館証は、桜井市高齢福祉課で発行しておりますので、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先：桜井市役所 分庁舎1階 高齢福祉課 電話番号：0744-42-9111(内線274)

桜井から関西空港がより身近に
桜井駅北口 ↔ 関西国際空港
リムジンバス運行中!

所要時間
約95分

関西国際空港利用促進キャンペーン
わたしの
行こう! 飛ぼう! 関空!

毎日3往復

桜井駅北口発車時刻

5:30(奈)	6:30(奈)	7:30(関)
---------	---------	---------

関西国際空港発車時刻

19:00(南)	20:00(奈)	21:00(奈)
----------	----------	----------

(奈)…奈良交通 (関)…関西空港交通 (南)…南海バス

■運賃 **1,900円**(大人・片道)
3,600円(大人・往復)
(大和八木駅発と同額)

■予約・問い合わせ先—
奈良交通バス予約センター
☎0742-22-5110

「停めて」その場で「乗る」
パーク&ライド実施

- 対象者
桜井駅北口 ↔ 関西国際空港間、リムジンバスを利用する方(片道利用でも可)
桜井駅北口 ↔ 新宿間、夜行高速バス「五條新宿線」を利用する方(片道利用でも可)
- 利用駐車場 桜井市桜井駅北口駐車場
- 利用料金 通常料金の**半額**(1日最高500円)
- ご利用方法
①駐車場入場の際、駐車券をお取りください。
②乗車するリムジンバスまたは夜行高速バスの乗務員に駐車券を提示し、検印を受けてください。
③駐車場出場の際、検印を受けた駐車券を係員に提示し、料金をお支払いください。
- パーク&ライドのお問い合わせ
桜井市役所都市計画課
☎0744-42-9111(内線222)
- リムジンバス・夜行高速バスのお問い合わせ
奈良交通バス予約センター
☎0742-22-5110

【平成27年6月以降の時刻表】

初瀬・朝倉台線(桜井駅北口→吉隠柳口) 毎日運行

桜井駅北口	7:25	7:55	8:35	10:00	11:39	13:39	14:51	15:38	16:51	17:48
粟殿口	7:26	7:56	8:36	10:01	11:40	13:40	14:52	15:39	16:52	17:49
とれとれ オクワ前	7:29	7:59	8:39	10:04	11:43	13:43	14:55	15:42	16:55	17:52
慈恩寺	7:33	8:03	8:43	10:08	11:47	13:47	14:59	15:46	16:59	17:56
脇本	7:35	8:05	8:45	10:10	11:49	13:49	15:01	15:48	17:01	17:58
朝倉台東				10:14	11:53	13:53		15:52		
朝倉台中				10:15	11:54	13:54		15:53		
朝倉台西				10:16	11:55	13:55		15:54		
大和朝倉駅				10:18	11:57	13:57		15:56		
朝倉小学校	7:36	8:06	8:46	10:24	12:03	14:03	15:02	16:02	17:02	17:59
黒崎	7:37	8:07	8:47	10:25	12:04	14:04	15:03	16:03	17:03	18:00
出雲	7:38	8:08	8:48	10:26	12:05	14:05	15:04	16:04	17:04	18:01
桜井東中学校	7:40	8:10	8:50	10:28	12:07	14:07	15:06	16:06	17:06	18:03
初瀬観光センター	7:41	8:11	8:51	10:29	12:08	14:08	15:07	16:07	17:07	18:04
長谷寺参道口	7:42	8:12	8:52	10:30	12:09	14:09	15:08	16:08	17:08	18:05
与喜浦	7:47	8:15	8:57	10:35	12:14	14:14	15:11	16:11	17:13	18:10
吉隠	7:49		8:59	10:37	12:16	14:16			17:15	18:12
吉隠柳口	7:50		9:00	10:38	12:17	14:17			17:16	18:13

初瀬・朝倉台線(吉隠柳口→桜井駅北口)

吉隠柳口		7:50	9:00	10:38	12:17	14:17			17:16	18:13
吉隠		7:51	9:01	10:39	12:18	14:18			17:17	18:14
与喜浦		7:53	9:03	10:41	12:20	14:20	15:15	16:15	17:19	18:16
長谷寺参道口		7:55	9:05	10:43	12:22	14:22	15:17	16:17	17:21	18:18
初瀬観光センター		7:56	9:06	10:44	12:23	14:23	15:18	16:18	17:22	18:19
桜井東中学校		7:57	9:07	10:45	12:24	14:24	15:19	16:19	17:23	18:20
出雲		7:59	9:09	10:47	12:26	14:26	15:21	16:21	17:25	18:22
黒崎		8:00	9:10	10:48	12:27	14:27	15:22	16:22	17:26	18:23
朝倉小学校		8:01	9:11	10:49	12:28	14:28	15:23	16:23	17:27	18:24
大和朝倉駅		8:07	9:17	10:55	12:34				16:29	
朝倉台西		8:09	9:19	10:57	12:36				16:31	
朝倉台中		8:10	9:20	10:58	12:37				16:32	
朝倉台東		8:11	9:21	10:59	12:38				16:33	
脇本		8:12	9:22	11:00	12:39	14:29	15:24	16:34	17:28	18:25
慈恩寺		8:14	9:24	11:02	12:41	14:31	15:26	16:36	17:30	18:27
とれとれ オクワ前		8:18	9:28	11:06	12:45	14:35	15:30	16:40	17:34	18:31
粟殿口		8:21	9:31	11:09	12:48	14:38	15:33	16:43	17:37	18:34
桜井駅北口		8:24	9:34	11:12	12:51	14:39	15:34	16:46	17:38	18:35

※時刻は、今後、時分測定等の結果、多少変わることがあります。

□…学校休校日と土日祝日は運休

多武峯線(桜井駅南口→談山神社) 毎日運行(8/13~15の平日、12/30~1/3は土日祝日ダイヤ)

桜井駅南口	7:08	8:12	9:25	10:50	12:50	14:00	15:05	16:06	17:25	19:05
御幸田町	7:11	8:15	9:28	10:53	12:53	14:03	15:08	16:09	17:28	19:08
神之森町	7:13	8:17	9:30	10:55	12:55	14:05	15:10	16:11	17:30	19:10
河西能登町	7:14	8:18	9:31	10:56	12:56	14:06	15:11	16:12	17:31	19:11
浅古	7:15	8:19	9:32	10:57	12:57	14:07	15:12	16:13	17:32	19:12
聖林寺	7:16	8:20	9:33	10:58	12:58	14:08	15:13	16:14	17:33	19:13
赤鳥居	7:17	8:21	9:34	10:59	12:59	14:09	15:14	16:15	17:34	19:14
倉橋	7:18	8:22	9:35	11:00	13:00	14:10	15:15	16:16	17:35	19:15
高齢者総合 福祉センター	-	-	9:36	11:01	-	-	-	-	-	-
倉橋池口	7:19	8:23	9:37	11:02	13:01	14:11	15:16	16:17	17:36	19:16
下居	7:21	8:25	9:39	11:04	13:03	14:13	15:18	16:19	17:38	19:18
百市	7:25	8:29	9:43	11:08	13:07	14:17	15:22	16:23	17:42	19:22
不動滝	7:27	8:31	9:45	11:10	13:09	14:19	15:24	16:25	17:44	19:24
多武峯	7:28	8:32	9:46	11:11	13:10	14:20	15:25	16:26	17:45	19:25
談山神社	7:32	8:36	9:51	11:16	13:14	14:24	15:29	16:30	17:49	19:29

多武峯線(談山神社→桜井駅南口)

談山神社	6:34	7:35	8:40	9:54	11:19	13:17	14:28	15:32	16:35	17:52
多武峯	6:37	7:38	8:43	9:57	11:22	13:20	14:31	15:35	16:38	17:55
不動滝	6:38	7:39	8:44	9:58	11:23	13:21	14:32	15:36	16:39	17:56
百市	6:40	7:41	8:46	10:00	11:25	13:23	14:34	15:38	16:41	17:58
下居	6:43	7:44	8:49	10:03	11:28	13:26	14:37	15:41	16:44	18:01
倉橋池口	6:45	7:46	8:51	10:05	11:30	13:28	14:39	15:43	16:46	18:03
高齢者総合 福祉センター	-	-	-	-	-	-	14:40	15:44	-	-
倉橋	6:46	7:47	8:52	10:06	11:31	13:29	14:41	15:45	16:47	18:04
赤鳥居	6:47	7:48	8:53	10:07	11:32	13:30	14:42	15:46	16:48	18:05
聖林寺	6:48	7:49	8:54	10:08	11:33	13:31	14:43	15:47	16:49	18:06
浅古	6:49	7:50	8:55	10:09	11:34	13:32	14:44	15:48	16:50	18:07
河西能登町	6:50	7:51	8:56	10:10	11:35	13:33	14:45	15:49	16:51	18:08
神之森町	6:52	7:53	8:58	10:12	11:37	13:35	14:47	15:51	16:53	18:10
御幸田町	6:54	7:55	9:00	10:14	11:39	13:37	14:49	15:53	16:55	18:12
桜井駅南口	6:59	8:00	9:05	10:19	11:44	13:42	14:55	15:59	17:00	18:17

□…土日祝日は運休

□…センター開館日のみ乗入れ

循環路線(北) 毎日運行

桜井駅北口	10:37	12:24	14:46	15:13	16:55	17:19
粟殿口	10:38	12:25	14:47	15:14	16:56	17:20
桜井市役所	10:40	12:27	14:49	15:16	16:58	17:22
桜井総合庁舎	10:41	12:28	14:50	15:17	16:59	17:23
上之庄 イオン桜井店	10:46	12:33	14:55	15:22	17:04	17:28
戒重北口	10:49	12:36	14:58	15:25	17:07	17:31
桜井税務署	10:51	12:38	15:00	15:27	17:09	17:33
粟殿口	10:53	12:40	15:02	15:29	17:11	17:35
桜井駅北口	10:56	12:43	15:05	15:32	17:14	17:38

循環路線(南) 毎日運行(1/1~3は運休)

桜井駅北口	8:30	9:48	11:06	12:45	13:57	15:37
粟殿口	8:31	9:49	11:07	12:46	13:58	15:38
生田	8:43	10:01	11:19	12:58	14:10	15:50
安部文殊院	8:44	10:02	11:20	12:59	14:11	15:51
仁王堂 (済生会中和病院)	8:46	10:04	11:22	13:01	14:13	15:53
桜井駅筋	8:50	10:08	11:26	13:05	14:17	15:57
桜井駅南口	8:54	10:12	11:30	13:09	14:21	16:01
桜井駅筋	8:55	10:13	11:31	13:10	14:22	16:02
仁王堂 (済生会中和病院)	8:59	10:17	11:35	13:14	14:26	16:06
安部文殊院	9:01	10:19	11:37	13:16	14:28	16:08
生田	9:02	10:20	11:38	13:17	14:29	16:09
戒重北口	9:11	10:29	11:47	13:26	14:38	16:18
桜井税務署	9:13	10:31	11:49	13:28	14:40	16:20
粟殿口	9:15	10:33	11:51	13:30	14:42	16:22
桜井駅北口	9:18	10:36	11:54	13:33	14:45	16:25

循環路線(西北部) 平日運行(8/13~15は運休)

桜井駅北口	8:35	11:10	15:39
粟殿口	8:36	11:11	15:40
桜井市役所	8:38	11:13	15:42
桜井総合庁舎	8:39	11:14	15:43
上之庄 イオン桜井店	8:44	11:19	15:48
新屋敷	8:47	11:22	15:51
大泉西口	8:49	11:24	15:53
大西口	8:51	11:26	15:55
大西・江包口	8:54	11:29	15:58
太田	8:58	11:33	16:02
山の辺病院	9:00	11:35	16:04
纏向県営住宅	9:01	11:36	16:05
東田	9:07	11:42	16:11
豊前	9:09	11:44	16:13
豊田	9:10	11:45	16:14
豊田住宅	9:11	11:46	16:15
芝打合町	9:14	11:49	16:18
上之庄 イオン桜井店	9:21	11:56	16:25
戒重北口	9:24	11:59	16:28
桜井税務署	9:26	12:01	16:30
粟殿口	9:28	12:03	16:32
桜井駅北口	9:31	12:06	16:35

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通㈱	27年度
------	-------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*) の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	8,505,624 千円	9,400,195 千円	104,405 千円	85,600 千円	8,610,029 千円	9,485,795 千円
	▲ 894,571 千円		18,805 千円		▲ 875,766 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,617,442.6 km				経常収支率	90.76 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ')	経常費用(ロ')
	8,555,209 千円	9,391,091 千円	121,263 千円	94,764 千円	8,676,472 千円	9,485,855 千円
	▲ 835,882 千円		26,499 千円		▲ 809,383 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,689,537.3 km				経常収支率	91.46 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ'')	経常費用(ロ'')
	8,865,058 千円	9,810,811 千円	124,005 千円	107,315 千円	8,989,063 千円	9,918,126 千円
	▲ 945,753 千円		16,690 千円		▲ 929,063 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	20,101,658.5 km				経常収支率	90.63 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ' = a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ' = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ = c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
南近畿	493円. 39銭	481円. 77銭	483円. 53銭	▲ 0.99 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 c × (1+(d÷2)) ² = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	478円. 75銭	407円. 72銭	407円. 72銭	438円. 89銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	又				
南近畿	1	多武峯	桜井駅 南口	多武峯	談山神 社	365	日	3,464.0	回	往 8.1km (平均) 復 8.1km 8.1km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100.0%	56,116.8km
	2	初瀬・ 朝倉台 A	桜井駅 北口	大和朝 倉駅	吉陽柳 口	122	日	427.0	回	往 12.2km (平均) 復 12.0km 12.1km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100.0%	10,333.4km
	3	初瀬・ 朝倉台 B	桜井駅 北口	とれと れ・オー クワ前	吉陽柳 口	122	日	257.0	回	往 9.0km (平均) 復 8.8km 8.9km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	100%	4,574.6km
	4	初瀬・ 朝倉台 C	桜井駅 北口	大和朝 倉駅	与喜浦	122	日	122.0	回	往 10.0km (平均) 復 10.0km 10.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	100%	2,440.0km
	5	初瀬・ 朝倉台 D	桜井駅 北口	とれと れ・オー クワ前	与喜浦	122	日	183.0	回	往 6.8km (平均) 復 6.8km 6.8km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	100%	2,488.8km
	6	南循環	桜井駅 北口	安倍文 殊院	桜井駅 北口	122	日	732	回	往 10.6km 復 0.0km 10.6km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	100%	7,759.2km
	7	西北部 循環	桜井駅 北口	山の辺 病院	桜井駅 北口	84	日	252	回	往 16.0km 復 0.0km 16.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	100%	4,032.0km
合計	7系統								往 72.7km 復 45.7km 72.5km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km		87,744.8km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ラ以下の額:ウ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ラ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	22,879,941 円	246円.11銭	13,810,906 円	9,069,035 円	9,069,035 円	9,069千円	4,534.5 千円		
	2	4,213,133 円	152円.43銭	1,575,121 円	2,638,012 円	2,638,012 円	2,638千円	1,319. 千円		
	3	1,865,155 円	152円.43銭	697,307 円	1,167,848 円	1,167,848 円	1,167千円	583.5 千円		
	4	994,836 円	152円.43銭	371,930 円	622,906 円	622,906 円	622千円	311. 千円		
	5	1,014,733 円	152円.43銭	379,368 円	635,365 円	635,365 円	635千円	317.5 千円		
	6	3,163,581 円	142円.92銭	1,108,945 円	2,054,636 円	2,054,636 円	2,054千円	1,027. 千円		
	7	1,643,927 円	45円.77銭	184,545 円	1,459,382 円	1,459,382 円	1,459千円	729.5 千円		
合計		35,775,306 円		18,128,122 円	17,647,184 円	17,647,184 円	17,644 千円	8,822 千円	12,153千円	8,822 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラー=カム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
南近畿	1	13,055,012 円											
	2	3,371,994 円											
	3	1,492,782 円											
	4	796,220 円											
	5	812,145 円											
	6	2,605,772 円											
	7	1,745,775 円											
合計		23,879,700 円	15,057,700 円	円	%	15,057,700 円	100 %	円	%	円	%		

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² =ノ
南近畿	1				%	246円.11銭
	2				%	152円.43銭
	3				%	152円.43銭
	4				%	152円.43銭
	5				%	152円.43銭
	6				%	142円.92銭
	7				%	45円.77銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通㈱	28年度
------	-------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*) の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送		
	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ)
営業費用	9,400,195 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(ロ)	9,485,795 千円
営業損益	▲ 894,571 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	▲ 875,766 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,617,442.6 km		経常収支率		90.76 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送		
	営業収益	8,555,209 千円	営業外収益	121,263 千円	経常収益(イ')
営業費用	9,391,091 千円	営業外費用	94,764 千円	経常費用(ロ')	9,485,855 千円
営業損益	▲ 835,882 千円	営業外損益	26,499 千円	経常損益	▲ 809,383 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,689,537.3 km		経常収支率		91.46 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業		自 家 用 有 償 旅 客 運 送		
	営業収益	8,865,058 千円	営業外収益	124,005 千円	経常収益(イ'')
営業費用	9,810,811 千円	営業外費用	107,315 千円	経常費用(ロ'')	9,918,126 千円
営業損益	▲ 945,753 千円	営業外損益	16,690 千円	経常損益	▲ 929,063 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	20,101,658.5 km		経常収支率		90.63 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a} - 1) + (\text{c} \div \text{b} - 1)) \div 2 = \text{d}$
南近畿	493円. 39銭	481円. 77銭	483円. 53銭	▲ 0.99 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ \div ハ
南近畿	478円. 75銭	407円. 72銭	407円. 72銭	438円. 89銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	又				
南近畿	1	多武峯A	桜井駅 南口	多武峯	談山神 社	366	日	2,993.0	回	往 8.1km (平均) 復 8.1km 8.1km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100.0%	48,486.6km
	2	多武峯B	桜井駅 南口	高齢者総 合福祉セ ンター	談山神 社	242	日	484.0	回	往 8.5km (平均) 復 8.5km 8.5km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100.0%	8,228.0km
	3	初瀬・ 朝倉台 A	桜井駅 北口	大和朝 倉駅	吉隠柳 口	366	日	1,281.0	回	往 12.2km (平均) 復 12.0km 12.1km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100.0%	31,000.2km
	4	初瀬・ 朝倉台 B	桜井駅 北口	とれと れ・オー クワ前	吉隠柳 口	366	日	861.0	回	往 9.0km (平均) 復 8.8km 8.9km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100%	15,325.8km
	5	初瀬・ 朝倉台 C	桜井駅 北口	大和朝 倉駅	与喜浦	366	日	366.0	回	往 10.0km (平均) 復 10.0km 10.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100%	7,320.0km
	6	初瀬・ 朝倉台 D	桜井駅 北口	とれと れ・オー クワ前	与喜浦	366	日	549.0	回	往 6.8km (平均) 復 6.8km 6.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100%	7,466.4km
	7	南循環	桜井駅 北口	安倍文 殊院	桜井駅 北口	363	日	2,178	回	往 10.6km (平均) 復 0.0km 10.6km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100%	23,086.8km
	8	西北部 循環	桜井駅 北口	山の辺 病院	桜井駅 北口	244	日	732	回	往 16.0km (平均) 復 0.0km 16.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km 0.0km	100%	11,712.0km
合計	8系統								往 81.2km 復 54.2km 81.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km		152,625.8km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額: フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	19,768,956 円	246円.11銭	11,933,038 円	7,835,918 円	7,835,918 円	7,835千円	3,917.5 千円		
	2	3,354,720 円	246円.11銭	2,024,994 円	1,329,726 円	1,329,726 円	1,329千円	664.5 千円		
	3	12,639,401 円	152円.43銭	4,725,361 円	7,914,040 円	7,914,040 円	7,914千円	3,957. 千円		
	4	6,248,635 円	152円.43銭	2,336,112 円	3,912,523 円	3,912,523 円	3,912千円	1,956. 千円		
	5	2,984,510 円	152円.43銭	1,115,788 円	1,868,722 円	1,868,722 円	1,868千円	934. 千円		
	6	3,044,200 円	152円.43銭	1,138,104 円	1,906,096 円	1,906,096 円	1,906千円	953. 千円		
	7	9,412,950 円	142円.92銭	3,299,566 円	6,113,384 円	6,113,384 円	6,113千円	3,056.5 千円		
	8	4,775,216 円	45円.77銭	536,059 円	4,239,157 円	4,239,157 円	4,239千円	2,119.5 千円		
合計		62,228,588 円		27,109,022 円	35,119,566 円	35,119,566 円	35,116 千円	17,558 千円	12,153千円	12,153 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
南近畿	1	11,279,921 円											
	2	1,914,161 円											
	3	10,115,984 円											
	4	5,001,114 円											
	5	2,388,662 円											
	6	2,436,435 円											
	7	7,753,239 円											
	8	5,071,061 円											
合計		45,960,577 円	33,807,577 円										

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = ノ
南近畿	1				%	246円.11銭
	2				%	246円.11銭
	3				%	152円.43銭
	4				%	152円.43銭
	5				%	152円.43銭
	6				%	152円.43銭
	7				%	142円.92銭
	8				%	45円.77銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通㈱	29年度
------	-------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送		経常収益(イ)	
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常費用(ロ)	経常損益
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,617,442.6 km				経常収支率 90.76 %	
基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送		経常収益(イ')	
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常費用(ロ')	経常損益
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,689,537.3 km				経常収支率 91.46 %	
基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送		経常収益(イ'')	
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常費用(ロ'')	経常損益
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	20,101,658.5 km				経常収支率 90.63 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a} - 1) + (\text{c} \div \text{b} - 1)) \div 2 = \text{d}$
南近畿	493円. 39銭	481円. 77銭	483円. 53銭	▲ 0.99 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ \div ハ
南近畿	478円. 75銭	407円. 72銭	407円. 72銭	438円. 89銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) \div チ=ル	計画実車走行キロ ヲ			
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ							
南近畿	1	多武峯A	桜井駅南口	多武峯	談山神社	365	日	2,981.0	回	往 8.1km (平均) 復 8.1km	8.1km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.0%	48,292.2km
	2	多武峯B	桜井駅南口	高齢者総合福祉センター	談山神社	243	日	486.0	回	往 8.5km (平均) 復 8.5km	8.5km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.0%	8,262.0km
	3	初瀬・朝倉台A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	365	日	1,277.5	回	往 12.2km (平均) 復 12.0km	12.1km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.0%	30,915.5km
	4	初瀬・朝倉台B	桜井駅北口	とれとれ・オーケワ前	吉隠柳口	365	日	860.0	回	往 9.0km (平均) 復 8.8km	8.9km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100%	15,308.0km
	5	初瀬・朝倉台C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	365	日	365.0	回	往 10.0km (平均) 復 10.0km	10.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100%	7,300.0km
	6	初瀬・朝倉台D	桜井駅北口	とれとれ・オーケワ前	与喜浦	365	日	547.5	回	往 6.8km (平均) 復 6.8km	6.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100%	7,446.0km
	7	南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	362	日	2,172	回	往 10.6km (平均) 復 0.0km	10.6km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100%	23,023.2km
	8	西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	245	日	735	回	往 16.0km (平均) 復 0.0km	16.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100%	11,760.0km
合計	8系統								往 81.2km (平均) 復 54.2km	81.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km		152,306.9km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額: フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	19,689,695 円	246円.11銭	11,885,194 円	7,804,501 円	7,804,501 円	7,804千円	3,902.千円		
	2	3,368,582 円	246円.11銭	2,033,361 円	1,335,221 円	1,335,221 円	1,335千円	667.5 千円		
	3	12,604,867 円	152円.43銭	4,712,450 円	7,892,417 円	7,892,417 円	7,892千円	3,946. 千円		
	4	6,241,377 円	152円.43銭	2,333,399 円	3,907,978 円	3,907,978 円	3,907千円	1,953.5 千円		
	5	2,976,356 円	152円.43銭	1,112,739 円	1,863,617 円	1,863,617 円	1,863千円	931.5 千円		
	6	3,035,883 円	152円.43銭	1,134,994 円	1,900,889 円	1,900,889 円	1,900千円	950. 千円		
	7	9,387,019 円	142円.92銭	3,290,476 円	6,096,543 円	6,096,543 円	6,096千円	3,048. 千円		
	8	4,794,787 円	45円.77銭	538,256 円	4,256,531 円	4,256,531 円	4,256千円	2,128. 千円		
合計		62,098,566 円		27,040,869 円	35,057,697 円	35,057,697 円	35,053 千円	17,526 千円	12,153千円	12,153 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的な概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	1	11,234,696 円										
	2	1,922,071 円										
	3	10,088,345 円										
	4	4,995,306 円										
	5	2,382,136 円										
	6	2,429,778 円										
	7	7,731,881 円										
	8	5,091,844 円										
合計		45,876,057 円	33,723,057 円									

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² =ノ
南近畿	1				%	246円.11銭
	2				%	246円.11銭
	3				%	152円.43銭
	4				%	152円.43銭
	5				%	152円.43銭
	6				%	152円.43銭
	7				%	142円.92銭
	8				%	45円.77銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	日の丸交通株式会社	平成27年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,119 千円	営業外収益	116 千円	経常収益(イ)	1,235 千円
	営業費用	3,862 千円	営業外費用	56 千円	経常費用(ロ)	3,918 千円
	営業損益	▲ 2,743 千円	営業外損益	60 千円	経常損益	▲ 2,683 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	4 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	203.6 時間	経常収支率	31.5 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニニホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニニチ
南近畿	4810円.90銭	2714円.33銭	2714円.33銭	1516円.45銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間			補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間の比率 (リー(×+ル))÷リニエ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地				リ	ヌ	ル		
南近畿	1	乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	探井駅	146 日	799 回	1.07 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.00%	855.2 時間
	2	乗合タクシー	高家	高家	探井駅	36 日	72 回	1.00 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.00%	72 時間
合計		系統						2.07 時間	0 時間	0 時間	0 時間		927.2 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はアのうちのいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
南近畿	1	2,321,295 円	1,296,869 円	1,024,426 円	1,024,426 円	1,024 千円	512.0 千円		
	2	195,431 円	109,185 円	86,246 円	86,246 円	86 千円	43.0 千円		
合計		2,516,726 円	1,406,054 円	1,110,672 円	1,110,672 円	1,110 千円	555 千円	555 千円	555 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
南近畿	1	2,817,412 円											
	2	237,199 円											
合計		3,054,611 円	3,054,056 円		%	3,054,056 円	100 %		%		%		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	日の丸交通株式会社	平成28年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,119 千円	営業外収益	116 千円	経常収益(イ)	1,235 千円
	営業費用	3,862 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	3,862 千円
	営業損益	▲ 2,743 千円	営業外損益	116 千円	経常損益	▲ 2,627 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	4 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	203.6 時間	経常収支率	31.9 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南近畿	4742円. 14銭	2714円. 33銭	2714円. 33銭	1516円. 45銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間			補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リー(×+ル))÷リ= ユ	計画サービス 提供時間
			発地	営業 区域	着地				リ	ス	ル		
南近畿	1	乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	探井駅	146 日	799 回	1.07 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.00%	855.2 時間
	2	乗合タクシー	高家	高家	探井駅	104 日	208 回	1.00 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.00%	208 時間
合計		系統						2.07 時間	0 時間	0 時間	0 時間		1063.2 時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
南近畿	1	2,321,295 円	1,296,869 円	1,024,426 円	1,024,426 円	1,024 千円	512.0 千円		
	2	564,580 円	315,422 円	249,158 円	249,158 円	249 千円	124.5 千円		
合計		2,885,875 円	1,612,291 円	1,273,584 円	1,273,584 円	1,273 千円	636 千円	555 千円	555 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を 控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	1	2,758,609 円										
	2	670,943 円										
合計		3,429,552 円	3,428,997 円		%	3,428,997 円	100 %		%		%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	日の丸交通株式会社	平成29年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,119 千円	営業外収益	116 千円	経常収益(イ)	1,235 千円
	営業費用	3,862 千円	営業外費用	56 千円	経常費用(ロ)	3,918 千円
	営業損益	▲ 2,743 千円	営業外損益	60 千円	経常損益	▲ 2,683 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	4 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	203.6 時間	経常収支率	31.5 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニニホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニニチ
南近畿	4810円. 90銭	2714円. 33銭	2714円. 33銭	1516円. 45銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間		リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リー(×ナル))ーリニ ヨ	計画サービス 提供時間
			発地	営業 区域	着地				ス	ル			
南近畿	1	乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	探井駅	146 日	799 回	1.07 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.00%	855.2 時間
	2	乗合タクシー	高家	高家	探井駅	104 日	208 回	1.00 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.00%	208 時間
合計		系統						2.07 時間	0 時間	0 時間	0 時間		1063.2 時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:ヨ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
南近畿	1	2,321,295 円	1,296,869 円	1,024,426 円	1,024,426 円	1,024 千円	512.0 千円		
	2	564,580 円	315,422 円	249,158 円	249,158 円	249 千円	124.5 千円		
合計		2,885,875 円	1,612,291 円	1,273,584 円	1,273,584 円	1,273 千円	636 千円	555 千円	555 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除 した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を 控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	1	2,817,412 円										
	2	685,245 円										
合計		3,502,657 円	3,502,102 円		%	3,502,102 円	100 %		%		%	

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	桜井市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	36,225
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

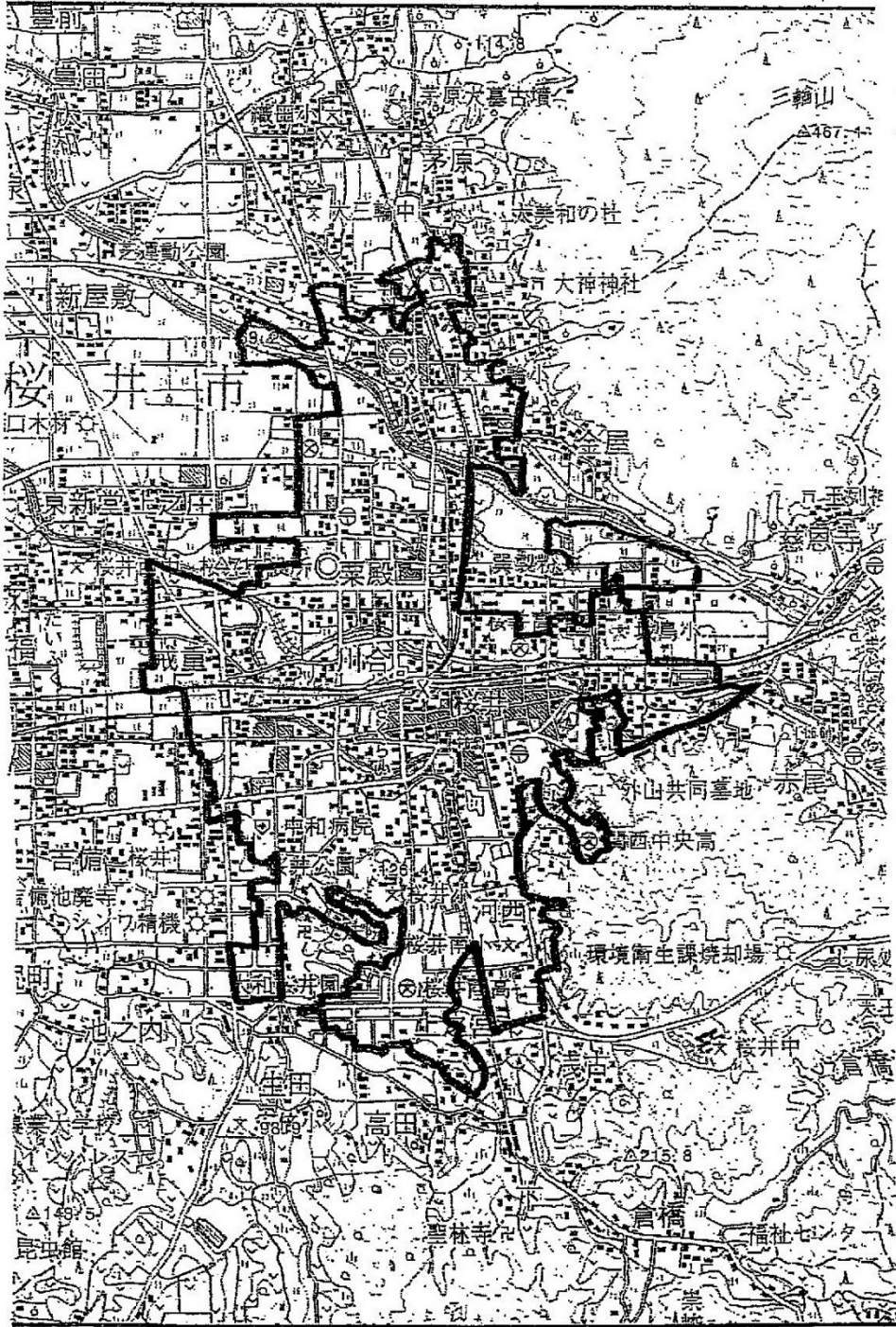
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

桜井市



□ 内が人口集中地区

桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員の追加について

【背景】

人口減少や少子高齢化が進展することにより、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、特に地方部では公共交通ネットワークの縮小や交通サービスの低下が懸念されている。その一方、現代人の多様化した生活に対応し、地域の活力を維持・強化するために、地域公共交通ネットワークの確保はますます重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、地域の行政を担う地方公共団体を中心として、関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部が平成26年11月に改正された。

【地域公共交通活性化再生法改正の目的】

法改正の大きな目的、地域公共交通の課題を解決することにとどまらず、活力に満ちた地域社会の実現に向け、まちづくりと一体的な公共交通体系の構築を目標としている。

【桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員の追加について】

上記のような目標を達成するためには、従来のように、乗合運送事業者、交通関係団体、県内の行政機関、住民代表者だけでなく、地域の鉄道事業者も交えて今後の公共交通体系を議論していく必要がある。そのため、市内における鉄道路線の結節点である、JR 桜井駅、近鉄桜井駅から、下記の2名の追加を提案する。

西日本鉄道株式会社 王寺鉄道部（JR 桜井駅管轄） 代表者

近畿日本鉄道株式会社 榛原駅（近鉄桜井駅管轄） 代表者

桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約

平成21年2月12日制定

平成23年1月11日変更

平成27年4月15日変更

(設置)

第1条 桜井市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

なお、この協議会は道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、奈良県桜井市大字栗殿432番地の1桜井市役所庁舎内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事項を実施する。

- (1) 桜井市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 連携計画に基づく事業の実施に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 監査員 2人

3 会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第6条 会長は、桜井市副市長をもって充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、桜井市市長公室長が会長の職務を代理する。

(監査員)

- 第7条 監査員は、委員の中から会長が指名する。
- 2 監査員は、協議会の会計監査を行う。
 - 3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

- 第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
 - 4 協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 会議は原則として公開とする。
 - 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

- 第9条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、桜井市市長公室行政経営企画課に置く。
 - 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

- 第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

- 第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第13条 委員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、制定の日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年1月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月15日から施行する。

構 成		所属団体名	役 職
協議会	会 長	桜井市	副 市 長
	委 員	近畿運輸局奈良運輸支局	支 局 長
		奈良県中和桜井土木事務所	所 長
		奈良県桜井警察署	署 長
		奈良県土マネジメント部地域交通課	課 長
		桜井市自治連合会	会 長
		(社) 社会福祉法人桜井市社会福祉協議会	会 長
		桜井市老人クラブ連合会	会 長
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
		公益社団法人奈良県バス協会	専務理事
		一般社団法人奈良県タクシー協会	専務理事
		奈良交通株式会社	乗合バス事業部長
		一般社団法人奈良県タクシー協会 桜井部会	部 会 長
		西日本旅客鉄道株式会社 王寺鉄道部	
近畿日本鉄道株式会社 榛原駅			

桜井市地域公共交通活性化再生協議会事務局規程

平成21年2月12日制定
平成27年4月15日変更

(趣旨)

第1条 この規程は、桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第10条第4項の規定に基づき、桜井市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、桜井市市長公室長をもって充てる。
- 3 事務局員は、桜井市市長公室行政経営企画課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、桜井市において定められている文書の取扱いの例による。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月15日から施行する。